資料３

# 寒川町障がい者福祉計画（案） 概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
（町民意見の公募）

（意見募集期間）
令和５年 12 月８日(金)　～　令和６年１月１１日(木)まで

## 『寒川町障がい者福祉計画（案）』に対する　みなさんのご意見をお待ちしています。

町では、**「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」**という基本理念のもと、次の３つの法定計画を一体的に作成し、一貫した障がい福祉施策を推進してまいりました。

令和５年度（2023 年度）をもって、現行の計画が終了となることから、基本理念の実現に向け、引き続き３つの計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を一体的に策定します。

新たな計画の期間は、令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026年度）の３年間となります。

| | 障がい者計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
|---|---|---|---|
| 根拠法令 | 障害者基本法<br>（昭和４５年５月２１日施行） | 障害者総合支援法<br>（平成２５年４月１日施行） | 児童福祉法<br>（昭和２２年１２月１２日施行） |
| 位置づけ | 障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画 | 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画 | 障がい児通所支援及び障害児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画 |

### 計画のポイント

障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、どこでだれとどのように暮らすかなど自ら選ぶための意思決定支援や、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた福祉サービスの提供や相談支援体制の充実、そして子どもから大人までの一貫した支援体制の強化などを本計画に盛り込み、各施策の実行に向けて取り組みを進めます。

### 障がい者とは

この計画における「障がい者」の範囲については、障害者総合支援法第４条第１項及び第２項で定められているとおりとします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病患者、発達障がい（自閉スペクトラム症など）、高次脳機能障がいなどの疾病や障がいのある人となります。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくは web（最終ページ参照）より全体資料をご覧ください。

## 障がい者数の推移

町の人口は、令和５年（2023 年）４月１日現在で 49,077 人となり、増加となっています。

| 区分 | 平成 30 年（2018 年） | 平成 31 年（2019 年） | 令和２年（2020 年） | 令和３年（2021 年） | 令和４年（2022 年） | 令和５年（2023 年） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口 | 48,457 | 48,581 | 48,743 | 48,973 | 49,053 | 49,077 |

※各年の総人口は４月１日現在の住民基本台帳に基づく数値であり、外国人登録を含みます。

令和５年（2023 年）４月１日現在、町の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 2,353 人、その推移は下表のとおりで、総人口に占める割合は 4.79%となっています。知的障がい者と精神障がい者の伸びは年々増加しています。

| | 令和２年（2020 年） | 令和３年（2021 年） | 令和４年（2022 年） | 令和５年（2023 年） |
|---|---|---|---|---|
| 身体障がい者 | 1,360 | 1,345 | 1,341 | 1,318 |
| 身体障がい児 | 44 | 40 | 39 | 40 |
| 知的障がい者 | 289 | 321 | 294 | 339 |
| 知的障がい児 | 145 | 129 | 156 | 142 |
| 精神障がい者 | 444 | 454 | 487 | 514 |
| 合　　計 | 2,282 | 2,289 | 2,317 | 2,353 |
| 対人口比率 | 4.68% | 4.67% | 4.72% | 4.79% |

（資料：寒川町福祉課調べ　各年４月１日現在）

※障がい者数の将来推計については、推計の基となる町の人口予測作業を現在行っているため、現段階では掲載することができません。

## 基本方針・目標

障がいの有無に関わらず、「ともに生きる」地域を目指して、障がいのある人が、社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに、人生の様々な場面で適切な支援を受けながら社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の５項目の施策を基本目標とします。

**基本目標１**　お互いを尊重し理解しあえるまちづくり
**基本目標２**　地域におけるサービスの充実
**基本目標３**　安心して暮らせるまちづくり
**基本目標４**　助け合い・支えあいのあるまちづくり
**基本目標５**　障がいのある人の自立支援の促進

## 第６次障がい者計画（第４章）の新規事項

**障害のある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して**

**基本目標：３　安心して暮らせるまちづくり**

**施策分野：３　生活環境**

**具体的な施策：４　災害への備えの強化**（P41）

(新)・在宅で生活する医療的ケア児等を支援するため、災害による停電時等に備え、非常時用電源装置等の購入費を補助できるよう検討を進めます。

**基本目標：４　助け合い・支えあいのあるまちづくり**

**施策分野：５　保健・医療**

**具体的な施策：４　精神保健福祉施策の推進**（P46）

(新)・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場として「寒川町地域自立支援協議会」を活用し、地域における課題等について協議をしていきます。また、議論した内容については、茅ケ崎市保健所の「茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会」や「湘南東部圏域自立支援協議会」等に報告を行い、連携を図っていきます。

※この項目は、「第７期障がい計画及び第３期障がい児福祉計画（第５章）」の「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」（P53）でも記載しています。

**基本目標：５　障がいのある人の自立支援の促進**

**施策分野：６　雇用・就労**

**具体的な施策：２　雇用啓発事業の充実**（P48）

(新)・藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）と連携した説明会や面接会など、あらゆる機会を通じて就労の場の確保や拡大に努めます。

## 第７期障がい計画及び第３期障がい児福祉計画（第５章）の主な変更事項

(変)**（6）相談支援体制の充実強化**（P59）

町では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和２年（2020 年）10 月に基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制を構築してきました。

今後は、本人及び家族等が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援を含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、地域における相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な相談、指導、助言を行うとともに、地域の相談支援者が定着できるよう相談支援事業所等の人材育成支援につとめ、相談支援体制の強化を図っていきます。

また、町地域自立支援協議会に属するワーキンググループを活用して、個別事例等から見える課題について議論を行い、地域における課題の抽出、課題整理等を行い、相談支援体制の強化につなげていきます。

（各項目に記載している頁数（POO）は本編のページ数です。）

## 全体資料の閲覧方法

「寒川町障がい者福祉計画」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP 内で　**『寒川町　障がい者福祉計画』**と検索。

◆　http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/

▶ＱＲコードはこちら

※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- 町役場本庁舎１階福祉課窓口　・町役場本庁舎２階情報公開コーナー
- シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)　・寒川総合図書館
- 寒川町町民センターおよびセンター分室　・北部・南部文化福祉会館
- 健康管理センター　・福祉活動センター　・ふれあいセンター

### ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

①郵　送：〒253-0196
寒川町　健康福祉部　福祉課
障がい福祉担当
②ＦＡＸ：0467-74-5613
③メール：fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp
▶メールＱＲコードはこちら

④電子申請システム
▶ＱＲコードはこちら

⑤担当課へ持参
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前８時 30 分～午後５時 15 分まで。
⑥資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接

(記入事項)
別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含めて回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

(募集期間)
令和５年１２月８日(金)
～令和６年１月１１日(木)

### いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町障がい者福祉計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。
個別の回答は致しかねますのでご了承ください。
また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

### お問合せ先

寒川町　健康福祉部　福祉課
障がい福祉担当
住　所　〒253-0196
寒川町宮山 165 番地
電　話　0467-74-1111
ＦＡＸ　0467-74-5613

「高座」のこころ。
高座郡さむかわ